

石巻市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により、その結果及び意見を次のとおり公表します。

なお、高橋健治監査委員は、平成22年6月11日から本件監査に関与しました。

平成22年7月8日

石巻市監査委員 柴山耕一

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 高橋健治

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 監査対象部課等 | 生活環境部<br>市民課、保険年金課、環境対策課（課所管の各機関を含む。）、<br>廃棄物対策課（課所管の各機関を含む。）                            |
| 2 監査期間    | 平成22年5月18日から同年6月25日まで  |
| 3 監査対象範囲  | 平成21年度一般事務及び財務に関する事務の執行<br>（平成22年3月31日現在）  |
| 4 監査場所    | 石巻市監査委員事務局及び現場   |
| 5 監査結果    | 平成21年度一般事務及び財務に関する事務の執行について、事務処理状況を試査したところ、特に指摘事項は認められませんでした。<br>なお、軽微な事項については、別途指導しました。 |
| 6 監査意見    | 結果報告に添える意見は、別紙のとおりです。  |

## 監査結果報告に添える意見

### 意見の内容

#### ○ 領収証書の取扱いについて

今回、実施した定期監査等において、現金を収納した場合に納入義務者に交付する領収証書の取扱いについて、次のとおり不適正な事務処理が見受けられた。

- 1 狂犬病予防注射済票再交付手数料に係る領収証書綴を各総合支所に常備していなかったため、雄勝総合支所で取り扱った分についての表紙裏面の集計欄に、本来雄勝総合支所市民生活課の出納員が検印すべきところ、環境対策課の出納員が検印していた。
- 2 環境対策課で取り扱った犬登録手数料に係る領収証書中、誤記無効の領収証書に無効の表記はされているものの、取扱者による無効確認印が押印されていなかった。
- 3 牡鹿クリーンセンターで取り扱った清掃手数料に係る領収証書中、領収証書表紙裏面の集計欄の記入漏れ及び検印の押印漏れ、分任出納員の公印の押印漏れが見受けられた。

狂犬病予防注射済票再交付手数料に係る領収証書を各総合支所に常備していなかった件については、年間数件の申請であっても領収証書は窓口となる担当課に常時備えて置き、住民対応を迅速に行うべきである。

また、領収証書に係る不適正な事務処理は、出納員をはじめとした関係職員の現金管理の重要性に対する認識不足や責任の欠如を示すものであり、現金の取扱いについては、会計規則等関係法令に基づき慎重かつ適正に処理すべきことが厳しく求められているところである。現金の取扱いについては、ささいな事務処理を怠ることが原因となり重大な不正事件が発生するおそれがあるということを十分に認識されたい。

出納課が受払処理している一般的な領収証書は、管理上収入科目ごとに1冊ずつ使用することが望ましいが、1冊につき100枚綴られており、事務内容によっては、年間に数枚しか使用しないケースもある。この場合、1冊の領収証書綴りをすべて使用するのに相当な期間を要することになり、領収証書綴りが使用済みとなったときに受ける会計管理者の検収が機能不全となってしまう。このように旧来から続いている事務処理に課題があることから、領収証書については実態に合わせた見直しが必要である。

さらに、領収証書により現金を収納したときは、領収金額、領収書枚数及び首標金額の訂正、記載事項の誤記等がないかを十分確認の上、領収証書簿冊番号、領収証書番号等を確認し、公金払込書又は納付書及び調定決議書を作成するとともに、毎日の領収金額を領収証書表紙裏面集計欄に記載し、公金払込書との照合と合わせ、出納員又は主管

課長の検印を受けることとなっている。これら一連の作業については、事務負担軽減や人為的ミスを防ぐために領収証書の発行から納付及び検収までのOA化を図ることにより、適正性を確保した上で取扱いを簡素化することが可能であるものと思慮される。

このような状況から、例えば領収証書を年間数枚しか必要としない部課（かい）においては、財務会計システムを活用し、電算システムで領収証書を作成発行し、併せて調定事務を行うなどの事務処理体系を構築すべきである。事務処理の迅速化や効率化及びチェック機能の充実といった観点からも、事務内容に適応した領収証書の作成や領収証書発行のシステム化について抜本的な、そして時代の要求に合った見直しを真剣に図りたい。